

# 宿泊約款（暴力団排除条項）

## ～宿泊契約締結の拒否～

当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。

- ① 宿泊しようとするものが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると当旅館が認める場合
- ② 宿泊しようとするものが暴力団、暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当旅館が認める場合
- ③ 宿泊しようとするものが法人でその役員の中に暴力団員に該当する者のあるもの
- ④ 宿泊しようとするものが他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- ⑤ 宿泊しようとするものが当旅館、若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

## ～宿泊解除権～

当旅館は、宿泊者が次の事由に該当すると判明した場合、宿泊契約を解除するものとします。

- ① 暴力団等反社会的勢力
- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- ③ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者のあるもの
- ④ 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- ⑤ 当旅館若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

## ～「宴会利用契約」締結の拒否及び解除～

当旅館は、次に掲げる事由に該当すると当旅館が認める場合においては、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会利用契約を締結した後に該当すると判明した場合は、契約を解除するものとします。

●宴会等に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合

- ① 暴力団等反社会的勢力
- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- ③ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者のあるもの

●当旅館の他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合

●当旅館若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合